

甲府市緑が丘スポーツ公園整備事業 公園実施設計他業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、甲府市が発注する「甲府市緑が丘スポーツ公園整備事業 公園実施設計他業務」(以下「本業務」という。)に適用する特記事項を示すものである。なお、本仕様書に明示なき事項等は「設計業務等共通仕様書(山梨県県土整備部、令和7年10月・一部改定)を準用するものとする。

(目的)

第2条 緑が丘スポーツ公園(以下「本公園」という。)は、本市の北部に位置し、開設から70年以上にわたり多くの市民に利用されている総合スポーツ公園である。

本公園は、老朽化が著しく進んでいること、また、山梨県地域防災計画において広域避難地に指定されている現状に鑑み、防災・安全交付金等を活用して再整備を行うこととしている。

再整備にあたっては、平成30年度に策定した緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画(以下「基本計画」という。)、令和元年度の基本設計に基づき、令和2年度～6年度に第1期整備として、野球場の一部及びテニスコートの整備を完了する中で、令和7年度には基本計画の改訂を行い、都市公園やスポーツ施設等のあり方等に係る国や地方自治体の考え方の変化や、スポーツ施設の質・量などの市民ニーズの多様化などを背景に、「からだところの元気交流拠点(Well-beingの創出)」を目指し、第2期整備に取り組むこととした。

本業務は、こうした諸計画等に基づき、本公園の再整備に係る公園実施設計等を行うものである。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、発注者の指示及び各種関係法令の他、次の関連計画等に基づき実施するものとする。

- (1) 緑が丘スポーツ公園施設整備基本計画(令和8年2月改訂)
- (2) 緑が丘スポーツ公園防災公園整備計画(令和8年3月改訂)
- (3) 緑が丘スポーツ公園整備基本設計業務委託報告書(令和2年3月)
- (4) 緑が丘スポーツ公園整備に伴うアスベスト含有調査結果(令和8年予定)
- (5) 第七次甲府市総合計画(令和8年3月)
- (6) 第2期甲府市スポーツ推進計画(令和7年7月)
- (7) 甲府市地域防災計画(令和8年4月)
- (8) 甲府市公共サイン計画(平成29年3月)
- (9) 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)国土交通省
- (10) 都市公園技術標準解説書(令和元年7月) 社団法人公園緑地協会
- (11) その他関係法令・規則・通達等

(業務範囲)

第4条 本業務の対象区域は、競技施設等が配置されている約11.3ha(基本設計作成区域)のうち、第1期にて整備済みの施設及び水泳場の区域を除く約5.0haを対象とする(別図参照)。

(疑義)

第5条 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲府市(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)が協議し、甲の指示を受けるものとする。

(技術者の選任及び配置)

第6条 本業務全般にわたり、技術的管理および秩序正しい業務を遂行するため、配置技術者については、次の要件を満たすものとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、技術士「総合技術監理部門」(建設)もしくは「建設部門」(都市及び地方計画)またはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有すること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできないものとする。
- (2) 管理技術者もしくは主務担当技術者は、運動公園の設計業務の履行実績(改修を含む)を有すること。
- (3) 建築設計に係る担当技術者として、一級建築士の資格を有し、かつ建築設計に係る実務経験を10年以上有するものを1名以上配置すること。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和10年2月28日までとする。ただし、令和9年度に発注を予定している総合管理棟等の建築設計及び陸上競技場の解体工事に必要な成果物は、令和9年3月31日までに納品すること。

(損害賠償)

第8条 乙は、本業務履行中に第三者により受けた又は与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、本業務により知り得た一切の情報を甲の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(検査・修補)

第10条 乙は、成果品について甲の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。ただし、成果物が甲の求める水準に適合しないものとして、甲が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとし、修正した成果物における再検査の合格をもって業務の完了とする。万が一、検査の合格後に成果物に不備が判明した際にも同様とする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務による成果品の著作権等は、すべて甲に帰属するものとする。また、甲に承諾なく複製や第三者への公表及び貸与等をしてはならない。なお、本業務実施以前より、乙において権利を有しているものについては、この限りではなく、使用権について帰属するものとする。

(成果品の納入場所)

第12条 本業務の成果品の納入場所は、以下のとおりとする。
納入場所 甲府市まちづくり部まち開発室拠点開発推進課

第2章 業務内容

(業務内容)

第13条 本業務の主な業務内容は以下のとおりとし、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細な検討を行い、工事費の積算及び工事発注が可能となる設計図書及び数量計算書等の作成を行うものとする。なお、監督員と協議の上、工事発注に係る全体スケジュールの最適化を検討し、それに合わせた発注予定工事毎の数量計算書等の分割を行うこと。

(1) 公園実施設計

- ① 公園名称：甲府市緑が丘スポーツ公園
- ② 公園種別：運動公園
- ③ 公園規模：11.3ha（基本設計作成区域）
- ④ 対象面積：約5.0ha

※ ・基本設計に基づくこととするが、新たな提案を遮るものではない。
・対象範囲における既存施設の撤去設計を含むものとする。
・対象範囲における建築物の設計については別発注とするが、規模算定及び基本平面プランの作成までは行うものとする。

(2) 陸上競技場本部棟解体設計

- ① 解体施設名称：陸上競技場本部棟
- ② 構造・階数：RC造2階建て
- ③ 延べ床面積：344.00㎡

※ その他倉庫等施設の解体設計は、(1)の既存施設の撤去設計にて計上するものとする。

(公園実施設計)

第14条 公園実施設計の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 与条件などの整理及び調査等

基本設計や本仕様書及び諸計画等の内容を十分に把握し、与条件を照合・整理のうえ設計に反映する。また、必要に応じて対象施設に関する資料等の収集を行う。

- ① 与条件や基本設計等の把握と整理
- ② 各種設計条件や設計基準の確認
- ③ 関係機関との調整内容の確認
- ④ 対象範囲を中心とした現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）

(2) 実施設計の検討

実施設計に係る次の事項について検討する。

- ① 基本設計内容や整備済施設や既存施設等との整合性
- ② 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ③ 安全性・機能性に関する検討と設定
- ④ 施工性・市場性に関する検討と設定
- ⑤ 維持管理に係る効率性等の検討と設定
- ⑥ 既存施設の保存・撤去・再利用に関する検討と設定
- ⑦ 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

監督員との協議の中で決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、計算書、仕様書等をまとめる。

本業務での成果図面は次表の内容を標準とするが、監督員の指示がある場合は、必要に応じて適宜追加成果物を作成する。

なお、各平面図作成においては、対象範囲が広範に及ぶことから、主要施設毎にブロック図を作成する。

成果物等	縮尺等
実測平面図に基づいた実施設計平面図	1/200～1/500
割付平面図	1/200～1/500
造成平面図	1/200～1/500
施設平面図	1/200～1/500
植栽平面図	1/200～1/500
供給処理設備平面図	1/200～1/500
撤去平面図	1/200～1/500
造成断面図（必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図）	1/50～1/200
各種施設の構造図（必要に応じて図面特記事項を付記）	1/10～1/50
撤去施設の概略構造図	1/10～1/50

（４）撤去設計

実施設計図の作成において、支障となる既存施設の撤去工事の発注に必要な図面、数量計算書等をまとめる。

①既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握と評価、並びに現況図整理。

②撤去等方針の設定

撤去、移設、補修活用等の方針設定、撤去物の分類、処分場の選定など。

③撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図、想定図、根拠図等の作成。

④撤去数量計算等の作成

通常の数値算出に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等の算出、搬出場所の選定。

※対象範囲のうち、陸上競技場本部棟、公園管理棟を除く小規模建築物等の解体についても、本撤去設計に含むものとする。

（５）建築物基本平面プランの作成

与条件等を踏まえた建築物の規模算定及び基本平面プランの作成を行う。対象施設及び規模は、概ね以下のとおりとし、平面図（単線で可）を作成する。

- ・陸上競技場総合管理棟（事務所等）：約 9 0 0 m²程度
- ・陸上競技場倉庫：約 8 0 0 m²程度（総合管理棟との合築部を含む）

（６）数量計算

設計書作成のために必要な数量総括表、数量計算書の作成を行う。図面及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する構造物の構造計算、設備等の容量計算等を行う場合は、監督員に計算方法の承諾を得てから行う。

また、各工種の並びについては、公園緑地工事工種体系ツリー図を参考に作成する（全体及び発注工事ごとに作成）。

①図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算

②実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

（７）概算工事費の算出

作成した図面及び数量計算結果を基に、概算工事費を算出する。適用単価については、近年の実勢的な参考単価を用いるものとする。

併せて目標工事費との調整確認のため、中間時概算工事費を算出する。

（８）実施設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

(9) 鳥瞰図または透視図作成

決定した内容に基づいて、対象範囲全体を俯瞰した鳥瞰図、及びアイレベルからのイメージスケッチを作成する。

制作範囲、仕上げ図のサイズ等は、甲との協議によるものとし、作成枚数は6枚程度とする。

(10) 協議用資料作成

関係機関との協議用資料を作成する。協議対象機関は、5機関を想定。

(陸上競技場本部棟解体設計)

第15条 解体設計の業務の内容は、以下のとおりとする。なお、別途発注するアスベスト含有調査結果をもとに設計を行うこと。

- (1) 現地調査、配置図・平面図・立面図・概要書・仕上げ表の作成
- (2) 解体数量・発生材数量の積算内訳書の作成
- (3) 電気・機械設備機器（照明・衛生陶器等）撤去数量の積算
- (4) 作成図面

本業務での成果図面は次表の内容を標準とするが、監督員の指示がある場合は、必要に応じて適宜追加成果物を作成する。

成果物等		縮尺等
建築解体設計図		-
	仕様書	-
	仕様概要書	-
	仕上表	-
	面積表及び求積図	-
	敷地案内図	適宜
	配置図	適宜
	平面図	適宜
	立面図	適宜
	電気・機械設備撤去図	適宜
	仮設計画図	適宜

(照査)

第16条 本業務を実施する中では、業務工程ごとに、社内照査を実施し、その報告を行うこととし、照査においては、基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査、設計方法や設計手法の妥当性の照査、成果品の内容の適正照査に努めること。

(設計協議)

第17条 本業務を適正かつ円滑に進めるために、担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

また、業務着手時、中間時10回、及び業務完了時の12回を基本として、管理技術者・担当技術者と監督員は打合せ協議を実施するものとし、打合せの内容については、打合せ協議簿として、乙が作成した上で、甲に提出し、その内容について承諾を得るものとする。なお、打合せ協議は、必要がある場合随時実施し、必要に応じて照査技術者も同席するものとする。

第3章 成果品

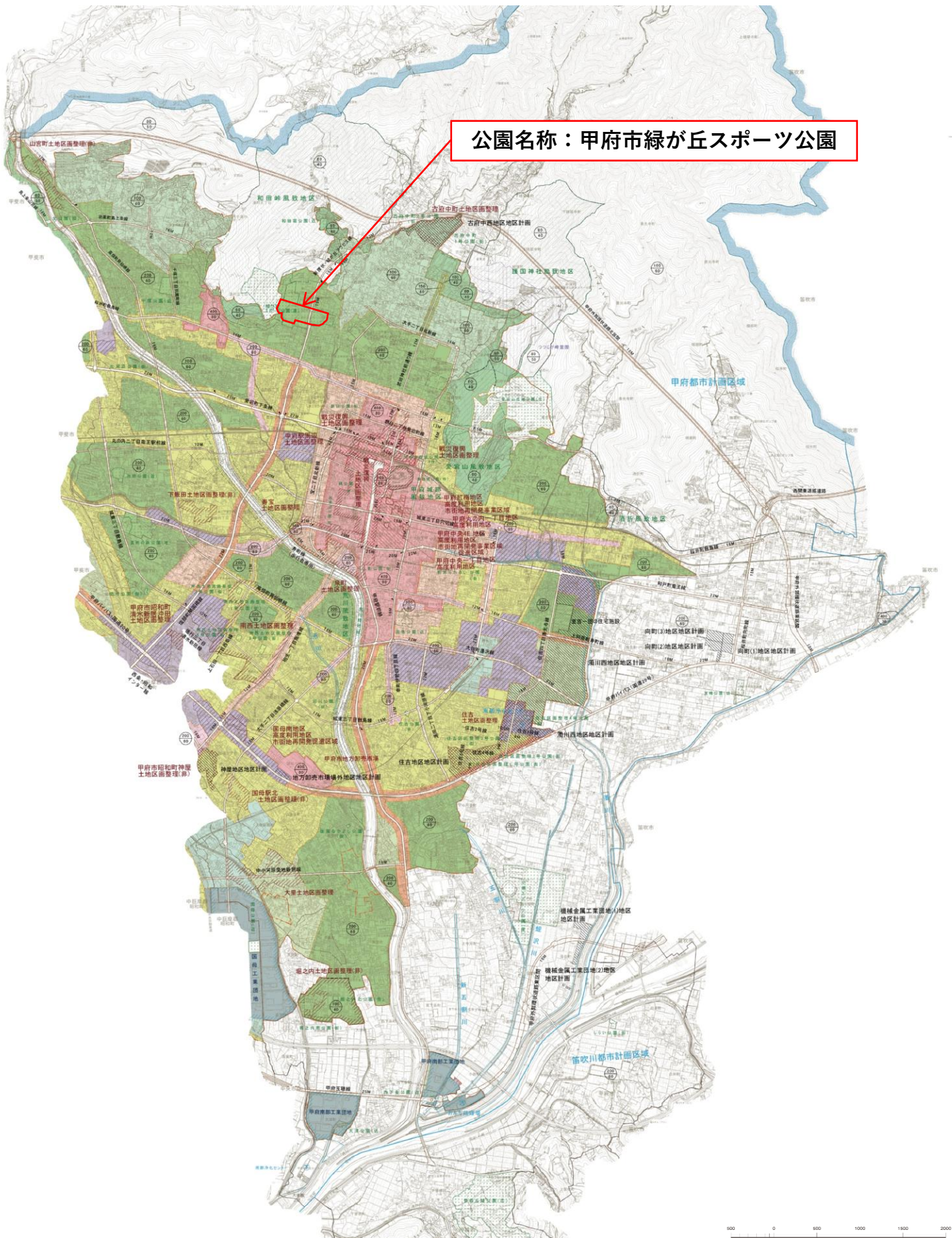
(成果品)

第18条 乙は、本業務が完了したときは、成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

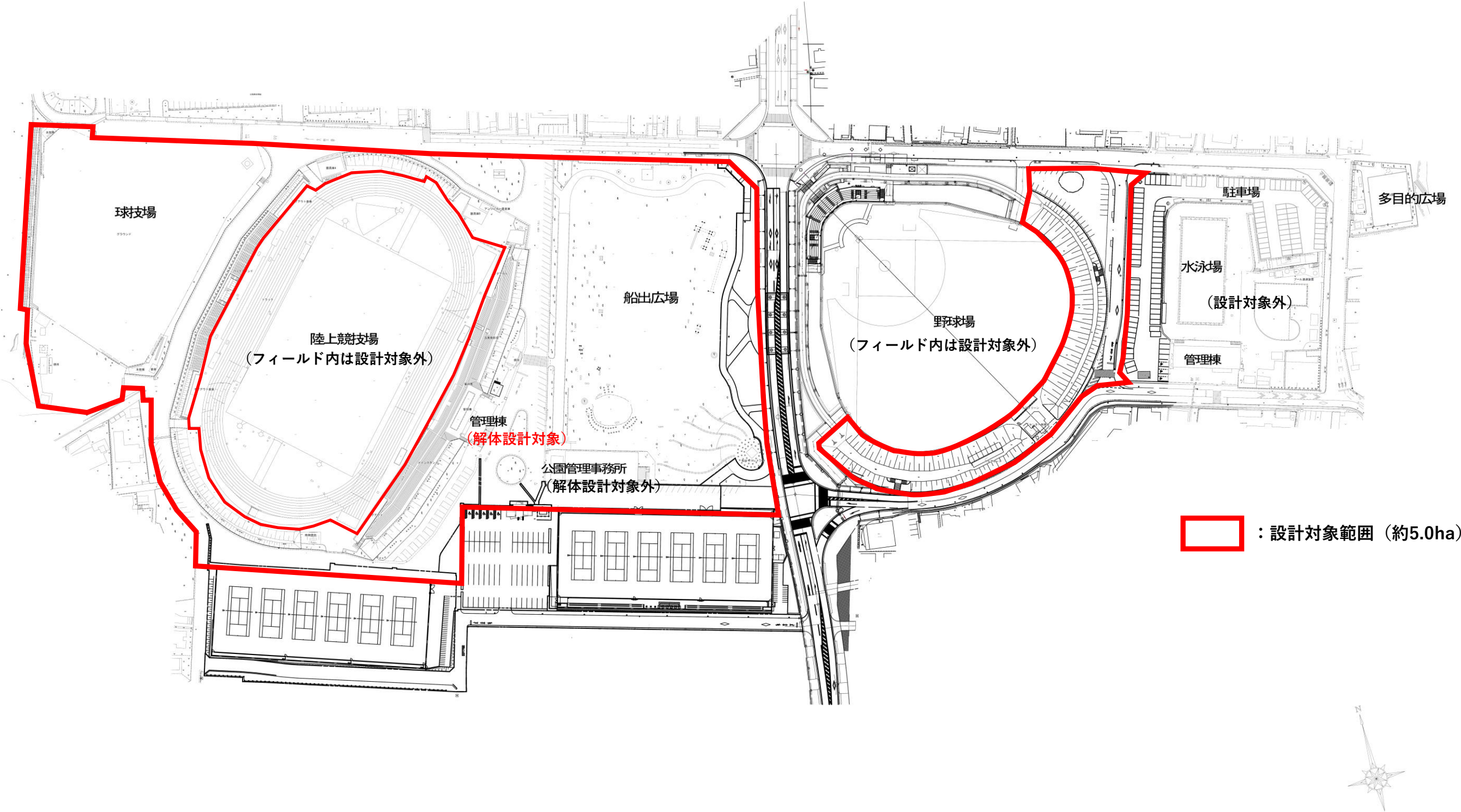
本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

・ 実施設計図	製本	2部
・ 数量計算書	製本	2部
・ 工事費算出書	製本	2部
・ 設計説明書（鳥瞰図等を含む）	製本	2部
・ 協議記録	1式	
・ 上記電子データ	1式	

別図：位置図



別図：現況図（参考図）



別図：全体計画図（参考図）

